

# 基山町人事行政の運営等に関する状況

基山町職員の給与や定数は、地方公務員法・地方自治法に基づいて、町議会の議決により条例で定められています。町では条例に基づき、給与制度や職員の定員管理について、厳正な運用に努めています。そこで、町職員の給与について町民の皆様に理解していただくために、その主な内容をお知らせいたします。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員採用の状況 (平成27年度採用 単位:人)

区分	受験者数		合格者数		採用者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
一般事務	26	17	2	2	2	2
保育士	0	3	0	2	0	2
計	26	20	2	4	2	4

(2)退職者の状況 (平成26年度退職 単位:人)

区分	定年退職	勸奨退職	その他						合計
			普通退職	分限退職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	4	0	2	0	0	0	0	0	6
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	0	2	0	0	0	0	0	6

※ 国との人事交流に伴う退職を含み、再任用短時間勤務職員は除きます。

(3)部門別職員数の状況 (各年4月1日現在 単位:人)

部門	職員数		対前年	主な増減理由	
	平成26年	平成27年			
一般行政	議会	2	3	1	議会事務担当職員の欠員補充(+1)
	総務	34	38	4	休職職員の復帰に伴う他部署への異動(-1) 他団体派遣職員の派遣終了に伴う他部署への異動(-1) 窓口担当職員の欠員補充(+1) 機構改革による、窓口担当職員の配置増(+1) 機構改革による、定住促進担当職員の配置増(+4)
	税務	10	11	1	徴収関連他団体への派遣(+1)
	民生	31	31	0	
	衛生	8	7	-1	機構改革による、業務の他部署への一部統合による縮小(-1)
	農林水産	6	6	0	
	商工	1	1	0	
	土木	9	7	-2	欠員不補充(-1) 機構改革による、業務の他部署への一部統合による縮小(-1)
小計	101	104	3		
	(3)	(3)	(0)		
特別行政	教育	23	23	0	
公営企業等	下水道	3	3	0	
	その他	9	9	0	
	小計	12	12	0	
	(0)	(0)	(0)		
合計	136	139	3		
	(3)	(3)	(0)		

※ 部門別職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、臨時的任用職員、非常勤職員を除きます。

※ ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

## 2 職員の給与の状況

(1)人件費の状況 (平成26年度一般会計決算)

住民基本台帳 (平成26年度末現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
17,449	5,807,727	195,399	1,164,300	20.0	19.4

※ 人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与及び退職手当事務負担金などが含まれます。

## (2)職員給与費の状況

(平成27年度一般会計予算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの 給与費(B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
137 (3)	519,540	48,940	189,974	758,454	5,536

※ 職員数は、平成27年4月1日現在の一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、特別会計の計上職員、非常勤職員を除きます。

※ 職員数の( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

※ 職員手当には、児童手当・退職手当は含みません。

※ 給与費については、再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員の給与費を含みます。

## (3)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成27年4月1日現在)

区分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
基山町	円 325,000	円 348,200	歳 42.3	円 327,300	円 329,100	歳 49.4
国	円 334,283	円 408,996	歳 43.5	円 289,141	円 328,318	歳 50.2

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と諸手当(期末勤勉手当、退職手当を除く。)を含んだ平均月額です。

## (4)職員の初任給の状況

(平成27年4月1日現在 単位:円)

区 分	基 山 町		国	
	初任給		初任給	
一般行政職	大学卒	163,600	174,200	
	高校卒	142,100	142,100	
技能労務職	高校卒	139,500	139,500	

## (5)期末・勤勉手当の支給状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	基 山 町			国			
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
期 末 ・ 勤 勉 手 当	6月期支給率	月分 1.225	月分 0.750	月分 1.975	月分 1.225	月分 0.750	月分 1.975
	12月期支給率	月分 1.375	月分 0.750	月分 2.125	月分 1.375	月分 0.750	月分 2.125
	計	月分 2.600	月分 1.500	月分 4.100	月分 2.600	月分 1.500	月分 4.100

## (6)退職手当の支給状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	基 山 町		国		
	自己都合退職	勸奨・定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職	
退 職 手 当	勤続20年	月 20,44500	月 25,55625	月 20,44500	月 25,55625
	勤続25年	月 29,14500	月 34,58250	月 29,14500	月 34,58250
	勤続35年	月 41,32500	月 49,59000	月 41,32500	月 49,59000
	最高限度	月 49,59000	月 49,59000	月 49,59000	月 49,59000
1人当たりの平均支給額		千円 2,818	千円 23,308		

※ 退職手当の一人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

※ 退職手当の支給率は、佐賀県市町総合事務組合が規定する退職手当条例により定められています。

## (7)その他の職員手当支給状況 (平成26年度一般会計決算)

区 分		全 職 種
特殊勤務手当	手当支給職員数の割合	7.3%
	平成26年度支給総額	240,000円
	支給対象職員1人当たりの平均支給額	24,000円
	代表的な手当の名称	徴税手当、伝染病防疫作業手当、 行旅病人又は行旅死亡人取扱手当

区 分		金 額	備 考
時間外勤務手当	平成26年度	支給総額	25,854千円
		職員1人当たりの平均支給額	189千円
	平成25年度	支給総額	17,652千円
		職員1人当たりの平均支給額	135千円
			衆議院議員選挙及び県知事選挙時間外手当を含む。 参議院選挙時間外手当を含む。

区 分	内 容	国との異同
扶養手当	扶養親族のある職員	同じ
住居手当	借家若しくは借間に居住し、月額12,000円を超える家賃等を支払っている職員	同じ
通勤手当	交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員	同じ

## (8)特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	給料月額又は報酬月額	期末手当支給割合
町 長	給料月額	755,100円
	副町長	617,500円
	教育長	523,400円
		計 3.100月分
議 長	報酬月額	343,000円
	副議長	279,000円
	議員	255,000円
		計 2.950月分

## 3 職員の勤務時間、その他の勤務条件

## (1)職員の勤務時間 (平成27年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	無	正午～午後1時

※ この勤務時間は一般的なものです。公務の運営上、特別の形態により勤務する必要のある職員については、各任命権者が別に勤務時間の割振りを行っています。

## (2)職員の休日等

週休2日制	週休日は、日曜日及び土曜日 (交替等で勤務している職員の週休日は、各任命権者が別に定めています。)
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

## (3)年次休暇の取得状況 (平成26年1月1日～平成26年12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
4,609 日	1,192 日	119 人	10.0 日	25.9 %

※対象職員数には、派遣職員は含んでいません。

## (4)育児休業の状況 (平成26年度末現在 単位:人)

性別	男性	女性
育児休業取得者数	0	4

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1)分限処分者の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たし得ない場合に、公務の遂行を確保するためになされる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

平成26年度において、心身の故障により1名の分限処分がありました。

## (2)懲戒処分者の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反(法令違反、職務上義務違反又は職務怠慢、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)に対する責任を追究し、その制裁として行う処分をいいます。

平成26年度において、懲戒処分該当はありませんでした。

## 5 職員のサービスの状況

(1) 服務に関する規定の状況

(平成26年度 単位:人)

区 分	内 容	違反者数
法令等に従う義務 (地方公務員法第32条)	職員は、法令等に従い、かつ上司の命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	2
秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0
職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)	職員は、その勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、その職務にのみ専念しなければならない。	1
政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)	職員は、政治的活動に関与してはならない。	0
争議行為等の禁止 (地方公務員法第37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限 (地方公務員法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならない。	0

※ 地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員には上記のような様々な義務や制限が課されています。

## 6 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の向上及び増進を図るため各種研修を実施しています。主なものは次のとおりです。

(平成26年度)

研 修 名	対 象 者	期 間	人 数	研 修 先
市町新規採用職員研修	新規採用職員	3日間	3人	佐賀県町村会
市町職員第1部研修	採用4～8年の職員	2日間	1人	佐賀県市町村振興協会
市町職員第2部研修	採用9～13年の職員	2日間	4人	佐賀県市町村振興協会
行政法研修	全職員	1日間	64人	基山町
市町監督者研修	係長級職員	2日間	2人	佐賀県市町村振興協会
パソコン研修	希望職員	1日間	3人	佐賀県町村会
住民満足度向上のための接 遇研修	希望職員	1日間	3人	佐賀県市町村振興協会
まちづくり戦略セミナー	希望職員	1日間	2人	佐賀県市町村振興協会
総合計画におけるまちづくり 研修	全職員	1日間	84人	基山町
コンプライアンス研修	全職員	1日間	80人	基山町
市町村アカデミー	希望職員	5日間 程度	5人	市町村アカデミー
他自治体職員研修 (職員相互研修事業)	希望職員	1日間	11人	鳥栖市、小郡市、大刀洗町

※ このほかにも、各専門業務に関する派遣研修、職場研修として職場内において日常業務を通じ、職員にその職務の遂行に必要な知識・技能等を習得させるための研修を行っています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1)健康診断の状況 (平成26年度 単位:人)

健康診断の種別	受診者数
生活習慣病予防健診	97
胃検診	63
婦人検診	29
VDT眼科健診	92
人間ドック	21

※ 職員の健康状態を把握し、生活習慣病などの健康障害を早期に発見するため、労働安全衛生法等に基づき、定期健康診断を実施しています。

### (2)福利厚生事業

職員の生活の安定と勤労意欲の向上を図り、職務に専念できるよう、定期保険契約を締結し、その保険料を助成しています。

(平成26年度)

事業名称	事業内容	実施主体	決算額
団体生命共済事業	死亡時に弔慰金150万円を支給	全国町村会	625,500円

### (3)公務災害補償

(平成26年度申請分)

区分	公務災害	通勤災害
申請件数	0	0
認定件数	0	0
不認定件数	0	0

### (4)勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求制度は、職員から給与、勤務時間、その他勤務条件に関し適当な行政上の措置を求める要求があった場合、公平委員会が必要な審査をしたうえで判定し、あるいは必要な措置の勧告を行う方法で事案の解決に当たるものです。

平成26年度において、措置要求はありませんでした。

### (5)不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立制度は、職員から分限処分(その意に反して、休職、免職その他不利益な処分)又は懲戒処分を受けたとして不服申立てがあった場合に、公平委員会が事案ごとに審理を行い、処分を承認し、又は修正し、若しくは取り消す判定を行うものです。

平成26年度において不服申立てはありませんでした。